

# 第 163 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 令和 6 年(2024 年)2 月 20 日 (火)

開催場所 : 八王子市役所 801 会議室

【出席者】

八王子市長	初宿 和夫	会長
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	河南 聰捷	副会長
八王子市議会議長	鈴木 玲央	委員
八王子市議会文教経済委員会委員長	渡口 禎	委員
八王子市議会厚生委員会委員長	望月 翔平	委員
八王子地区保護司会代表	三入 重夫	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	木崎 右成	委員
八王子市立中学校長会代表	白石 貴志	委員
八王子市公立小学校長会代表	源田 佐知子	委員
八王子市青少年育成団体連絡協議会代表	鈴木 秀男	委員
八王子市教育委員会教育長	安間 英潮	委員
八王子警察署長	吉井 英樹	委員（代理）
高尾警察署長	松山 政司	委員
南大沢警察署長	松原 清十郎	委員（代理）
東京保護観察所立川支部統括保護観察官	小嶋 忠志	委員
多摩少年院長	池田 一	委員
東京西法務少年支援センター長	川島 ゆか	委員
八王子市生活安全部長	長谷川 仁	委員
八王子市保健所担当部長	鷹箸 右子	委員
八王子市子ども家庭部長	設楽 恵	委員

出席 20 名

（事務局）

八王子市子ども家庭部青少年若者課長  
八王子市子ども家庭部青少年若者課

小俣 英一  
永井、吉岡、濱、錦織、飯倉

## 【 次 第 】

### 1 開 会

### 2 委員紹介

### 3 議 事

#### (1) 協議事項

- ア 八王子市青少年健全育成基本方針 令和5年度(2023年度)重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について
- イ 八王子市青少年健全育成基本方針 令和6年度(2024年度)重点目標等について
- ウ 令和6年度(2024年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
- エ 令和6年度(2024年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項について

#### (2) 報告事項

- 令和5年度(2023年度)青少年健全育成事業について

#### (3) 情報交換

- ア 令和5年少年非行の現状及び最近の動向について
- イ その他

### 4 閉 会

## 【 配付資料 】

第163回 八王子市青少年問題協議会次第

- 資料1 八王子市青少年健全育成基本方針 令和5年度(2023年度)重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について
- 資料2 八王子市青少年健全育成基本方針 令和6年度(2024年度)重点目標等について
- 資料3 令和6年度(2024年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
- 資料4 令和6年度(2024年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項について
- 資料5 令和5年度(2023年度)青少年健全育成事業について
- 別紙1 青少年健全育成基本方針 令和6年度(2024年度)重点目標リーフレット(案)
- 別紙2 八王子市青少年健全育成基本方針令和5年度(2023年度)重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について(各機関・団体からの回答一覧)

## 【 議事要点 】

### 1 開会

#### 【会長挨拶】

こんにちは。青少年問題協議会の開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、青少年の健全育成の推進に御支援を賜り、心から感謝申し上げます。私、このたび、市政のかじ取りを担わせていただくこととなりました初宿和夫と申します。私自身、八王子の未来を担う子どもたちが、安心して成長できる地域づくりに邁進してまいり所存でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

本協議会でございますが、皆様方にご案内のように、地方青少年問題協議会法、そして八王子市の条例、八王子市青少年問題協議会条例に基づく附属機関として立ち上がっております。市民、議会、学校、行政を代表する皆様方が一堂に会し、八王子市における青少年の健全育成を総合的見地から検討し、そして具体的な取組につなげていく、そういう場だと認識しております。

この協議会を通じ、全市的に取り組んでいる「思いやりの心の育み」につきましては、ここにお集まりいただいている皆様方のご尽力によりまして、着実にその活動の輪が広がっていると考えております。家庭・学校・地域・行政の連携のもと、この輪をさらに大きなものとし、未来の八王子を担う人づくりにつなげていきたいと思っております。

また、この協議会でございますが、地域で子ども達を見守る団体の皆様方にも御参加いただいて、現場感覚での、また現場に根差した御意見や活動の様子を共有する場にもなっております。皆様方から頂戴した御意見も活かしながら、よりよい活動支援につなげていく所存でございます。

昨今の青少年問題に目を向けますと、特に小中高生の自殺者数が過去最多を記録したり、SNSを介して特殊詐欺などの実行役を集める闇バイトが社会問題になったりするなど、子どもたちが安心して成長できる環境ではなくなっている状況にあります。こういった状況を反映してか、大人の社会でも、八王子市での状況ですが、たとえば令和5年の特殊詐欺被害が、令和4年を上回る件数となっているといった報告も私の手元に届いております。

こういった環境の中、このような悲しい事件を防ぐためには、子どものSOSを見逃さない、思いやりあふれる地域をつくっていかねばならないと思っております。このためには、皆様方がそれぞれ青少年の動向に目を向け、心の声を聴いて、ともに力を合わせて成長を支えていくことが大切だと思っております。

私は、選挙戦での公約の中でも、一番手に「人」を掲げております。そういった中で、思いやりにあふれた子どもたちが成長できる街づくりに皆様方のますますのお力添えを賜りますようお願いいたしまして、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

### 2 委員紹介

### 3 議 事

#### (1) 協議事項

#### ア 八王子市青少年健全育成基本方針 令和5年度(2023年度)重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について 資料1

#### 【事務局説明】

- ・ 取組についての照会は、259の機関・団体へ事務局より行い、回答率は100%となっている。
- ・ 取組件数は1,183件。コロナ禍により、令和2年度大幅に減少した取組件数が、昨年度に引き続き増加し、過去最高の取組数を記録した令和元年度の1,199件に迫る水準まで回復している。

#### 〈小学校(義務教育学校含む)の取組について〉

- ・ 70校から、449の取組について回答を得た。
- ・ 「あいさつ運動」、「異学年交流活動」や「インターネットの適切な使い方」・「いじめ」について考えさせる取組を実施している。
- ・ アンケート調査、スクールカウンセラーなどによる面談、子ども見守りシートを活用した保護者との連携など、いじめ対策を目的とした取組を全校で実施している。

#### 〈中学校(義務教育学校含む)の取組について〉

- ・ 38校から、262の取組についての回答を得た。
- ・ 「清掃活動」「あいさつ運動」を青少年対策地区委員会やPTAなど地域と連携して実施している。
- ・ 小学校と同様「インターネットの適切な使い方」・「いじめ」について考えさせる取組を行っており、アンケート調査、スクールカウンセラーなどによる面談、子ども見守りシートを活用した保護者との連携など、いじめ対策を目的とした取組を全校で実施している。

#### 〈青少年対策地区委員会、小・中学校PTA連合会の取組について〉

- ・ 39団体から、201の取組についての回答を得た。
- ・ 青少年対策地区委員会については、昨年度の取組数から大幅に増加し、コロナ禍で体験の機会が減った子どもに対し、コロナ禍で得た効率的な運営ノウハウを活かして事業を実施している。
- ・ 「地域清掃」、「防災体験」、「健全育成標語募集」、「地域音楽祭」などのイベントを実施した団体が多く、子どもが、自らの考えや技能を発表する機会や、イベントの運営スタッフとして参加する機会を提供している。
- ・ 小・中学校PTA連合会においては、スマートフォンに関する研修会を開催したり、広報誌を発行したりするなど、保護者の意識向上を図っている。

#### 〈学童保育所の取組について〉

- ・ 90施設から、241の取組についての回答を得た。
- ・ 日常的な、あいさつ・言葉の使い方の指導や異学年交流活動を行うことで、思いやりの心を育んでいる。

#### 〈子ども・若者育成支援センター(旧児童館)の取組について〉

- ・ 12施設から、12の取組についての回答を得た。
- ・ 子どもが、主体的に運営に関わったり、地域の大人と交流できたりする取組を実施している。

#### 〈関係所管の取組について〉

- ・ 10所管から、18の取組についての回答を得た。
- ・ 市民団体などとの連携を深め、子どもが体験したり、意見を発表できる場を提供したりするなど、所管の特徴を生かした活動を展開している。

#### 〈各関係機関・団体ごとの特色ある取組について〉

- ・ 1つ目の特徴として、本会議の構成員の皆様をはじめ、家庭、学校、地域、行政が連携して事業の効果を高めていることが挙げられる。
- ・ たとえば、片倉台小学校の「読み聞かせ」は保護者と、横山中学校などの「小中一貫合同クリーン作戦」は、地区内の小中学校・地域と、第四中学校の「セーフティ教室」は多摩少年院と、城山学童保育所第1クラブの「不登校児ボランティア受け入れ」は学校や家庭と、それぞれ連携し、事業を実施している。
- ・ 特に、横山中学校の「小中一貫合同クリーン作戦」は、従来、青少年対策地区委員会が主体で行っていた地域清掃活動を、小中一貫の授業として地域を巻き込みながら実施し、多数の参加があったことなど、大きな効果を上げている。
- ・ 2つ目の特徴として、様々な主体が、子どもの意見や考えを表現する機会を提供していることが挙げられる。
- ・ 鏈水中の「ルールメイキング」は「学校での生活のきまり」、青少年対策加住地区委員会の「中学校卒業生によるパネルディスカッション」は「夢の実現」、青少年若者課の「子ども☆ミライ会議」は「日本遺産の魅力を生かしたまちづくり」を、それぞれテーマに、子どもたちの声に耳を傾けている取組として記載している。

#### 《会長》

- ・ 事務局から「八王子市 青少年健全育成基本方針 令和5年度 重点目標」に対する各機関・団体の取組について説明があった。
- ・ 御意見・御質問はいかがか。

#### 【質疑応答】

特になし。

## 《会長》

「八王子市 青少年健全育成基本方針 令和5年度 重点目標」に関して、学校・地域・行政機関が地域の実情にあった様々な取組を実施していることを確認した。

本協議会として、「今後も引き続き、全市一体となって、「思いやりの心」の育みを展開していく」としてよろしいか。

## 《各委員》

異議なし。

## 【決定事項】

青少年問題協議会として取組内容について了承。

## イ 八王子市青少年健全育成基本方針令和6年度(2024年度)重点目標等について 資料2

### 【事務局説明】

#### 〈重点目標について〉

重点目標につきましては、令和5年度は、「みんなでつないでいこう 思いやりの心」としてありますが、「検討会」での検討を踏まえ、令和6年度も引き続き、重点目標とすることを提案する。

#### 〈重点目標とする理由〉

- ・ 重点目標とは、「青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年を取り巻く様々な課題を踏まえ、健全育成の推進に向けて、毎年、全市的な取組指針として定めている目標である。
- ・ 青少年を取り巻く問題は、全国的に小中学校における不登校の児童・生徒数や小中校生の自殺者数が最多を記録したり、SNSの普及にともないネットいじめの認知件数が過去最高を記録したりするなど深刻化しており、大人が思いやりの心をもって子どもに寄り添い、思いやりの心を育む重要性が高まっている。
- ・ 取組件数の年度別推移にもあるように、令和2年度、コロナ禍により大幅に減少したものの、それ以降、本重点目標に基づき再度増加傾向を示し、令和5年度、コロナ禍以前の水準まで回復しており、継続した目標を掲げた方が効果的である。
- ・ 学校で実施している「はちおうじっ子サミット」、これは市立学校の子どもたち一人一人に自らいじめの問題について考えてほしい、という思いから開催されているものであるが、ここでも、児童生徒自ら、その行動目標として、「思いやりの気持ちを持つことの大切さ」を呼びかける目標を掲げている。
- ・ これらの理由を踏まえ、家庭・学校・地域・行政が協力しながら、今年度も引き続き「思いやりの心」の育みを重点目標に据え、全市的に取り組んでいくことがふさわしいと考える。

## 〈令和6年度重点目標と3つの行動指針案〉

3つの行動指針は、「青少年健全育成基本方針」及びそれに基づく「重点目標」を踏まえ、全市的に取り組む令和6年度の重点的な行動指針となっている。これらの概要については、後ほどリーフレットの内容説明の際に説明する。

## 〈重点目標及び行動指針を踏まえたリーフレットの作成〉

リーフレットは、「重点目標及び行動指針」を広く周知し、取組を推進するために、家庭、学校、地域に向け配布する。

### ● リーフレットを作成するにあたっての、基本的考え方について

- ・ リーフレットは基本的には、大人向けの内容とした。
- ・ 義務教育学校を含む小中学校の全児童・生徒に配布するので、子どもが読むことも想定し、見出しを設け、文字数を減らすなど、記載内容やレイアウトなどを親しみやすく、読みやすいものにした。
- ・ 大人が子どもの手本になるべきと旨の表現を、盛り込んだ。
- ・ 抽象的な言葉を避け、行動する意味やポイント、役立つ情報を記載するなど、具体的な行動につながりやすい内容とした。

### ● リーフレットの記載内容について

#### リーフレット1ページ 導入部分

- ・ 冒頭に「思いやりの心」を全市的に育てていくよう呼びかけている。
- ・ その隣の「いじめを許さないまち八王子条例」の紹介部分については、条例について知ってもらうよう呼びかけ、いじめをなくすためには、「思いやりの心を育てること」が大切であることを記載している。
- ・ 下段については、子どもや保護者の悩みに寄り添うため、様々な機会をとらえ、相談窓口に関する情報を発信していくことが重要であることから、令和4年度のリーフレットより、継続的に紹介している。
- ・ この相談窓口については、教育委員会が市立小・中・義務教育学校の児童・生徒に配布している相談窓口を紹介したチラシに記載の窓口のうち、いじめや子育ての悩みに関する窓口を中心に記載した。
- ・ 高校生世代以降の若者の「なんでも相談窓口」である八王子市若者総合相談センターも記載した。
- ・ また、昨今の小中高生の自殺者数の増加を受け、国において策定された「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、全国的に様々な情報発信が行われていることから、これを踏まえ、新規に自殺予防に関する相談窓口「こころといのちのホットライン」も記載した。

#### リーフレット2ページ「行動指針1 あいさつで子どもを見守ろう！」について

- ・ あいさつは、思いやりの心を育てる原点であると考え、毎年度行動指針として掲載している。昨年度は、「地域ぐるみで、あいさつを交わせる環境をつくろう！」と、地域づく



りの観点からあいさつを促す内容としたが、今年度は、防犯的な観点からあいさつを促す内容としている。

- ・ 検討会において例年、大人からのあいさつを根気よく継続して呼びかける必要性が議論されていること、また、子ども☆ミライ会議において、子どもより、大人にあいさつすることの大切さを訴えることを目的とした提言もあったこと、以上の理由より、家庭はもちろん、学校や地域でも、大人からのあいさつが重要である旨を呼びかけている。
- ・ 昨年度の行動指針2として、「みんなで、子どもを見守ろう！」を呼びかけたように、地域での子どもの見守りは大切であることから、今年度は、あいさつを促すことが、子どもの見守りにつながることを記載している。
- ・ 防犯的な観点から、子どもが、いざというときに地域の大人に助けを求められるよう、普段から家族で地域の行事等に参加し、子どもと地域の大人が顔なじみになり、あいさつを交わせる関係を構築することの重要性を呼びかけている。

### リーフレット2ページ「行動指針2 子どもの声に耳を傾けよう！」について

- ・ 昨年度は、「みんなで、子どもを見守ろう！」と、「ながら見守り」など、さまざまな方法で、子どもを見守ることを呼びかける内容だった。今年度は、令和5年4月に「子ども基本法」が施行されたことから、この法で定められた、法の基本理念を理解し、この理念に基づいた行動を実践していくことを呼びかける内容としている。
- ・ 法においても国民の理解が求められていることから、法の「6つの基本理念」を掲載している。
- ・ 次に、基本理念に規定された「子どもの声に耳を傾け、子どもの社会参画」を図る取組が、法施行以前から、市内各地で様々な主体により展開されているため、これらの取組を紹介している。
- ・ 最後に、家庭や地域の保護者・大人向けに、具体的な行動を提案している。  
家庭では、保護者からあいさつをすることによりコミュニケーションを図ったり、家庭のきまりをつくる際、子どもの意見に耳を傾けたりするよう促す内容としている。  
地域の大人に対しては、地域の子どもが参加するイベントに関わったり、身近な子どもの悩みに寄り添ったりすることを促す内容としている。

### リーフレット3ページ「行動指針3 被害者にも加害者にもならないよう、ネットの危険性を理解しよう！」について

- ・ 昨年度は、「保護者とインターネットの利用状況を確認しよう！」と、青少年の子どものインターネット利用時間が過去最長を記録したことを踏まえ、適切な利用を促す内容としたが、今年度は、「大麻」や「闇バイト」など、青少年を取り巻くインターネットの危険性に焦点を当てた内容とした。
- ・ まず、ネットの危険性の一例として、「大麻のまん延」を記載。これは、子ども家庭庁主唱の令和5年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の重点課題の一つになっていることから取り上げている。
- ・ これに関連する統計データとして、20歳未満の薬物乱用少年の検挙人員を記載。現在と10年前の大麻と覚せい剤による検挙人員を掲載することで、いかに若い世代に大麻

が広がっているか、わかる内容としている。

- ・ 次のネットの危険性の一例として、「闇バイト」を記載。「闇バイト」については、様々な事件が生じていることを受け、国において策定された「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」に基づき、啓発をはじめ様々な取組が全国的に行われていることから取り上げている。

「闇バイト」に関する統計データとしては、闇バイトの募集により青少年が犯罪に巻き込まれる典型的なパターンである特殊詐欺における20歳未満の検挙人員の推移を記載している。

- ・ その次に、「大麻」や「闇バイト」だけでなく、日々様々な危険性が生じていることから、青少年を取り巻くネット環境に関心を持ち、その危険性について理解することを促す内容とした。
- ・ 関連情報として、大麻や闇バイトについて、より詳しい情報を知ってもらうよう、警視庁の啓発用WEBサイトを紹介。また、例年掲載しているが、日々変化するネットの危険性などについて知ってもらうため、誹謗中傷、闇バイト、フェイクニュース、エコチェンバーなど、最新の情報をわかりやすく説明した総務省のウェブサイトや、インターネットに関する悩みを持つ子どもや保護者が、気軽に相談できるよう東京都の相談窓口「こたエール」を紹介している。
- ・ 次にページ右上部に、青少年インターネット環境整備法第6条において、青少年がインターネットを利用させる際の保護者の責務が定められており、保護者の意識を高めるため、例年どおり、記載している。
- ・ 次に、家庭におけるインターネットの利用ルールづくりは、子どもの適正な利用を図るために必須であることから、例年どおり記載。また、家庭ルールの作成を促すよう、統計データとしてルールを定めていない家庭の割合を記載している。
- ・ 最後に家庭ルールをつくる際のポイントや具体例を記載。大人のインターネットの使い方が大切である旨も明記するとともに、家庭ルールをつくる際には、行動指針2で呼びかけた、こども基本法の基本理念を踏まえ、保護者が一方的に決めるのではなく、子どもの発達段階に応じ、子どもの声に耳を傾け、話し合うことが必要である旨を記載している。

#### リーフレット4ページ「『八王子市青少年健全育成基本方針』及び『つながり、ひろがる思いやりの心』について

- ・ ページ上部には、例年どおり八王子市青少年健全育成基本方針を記載
- ・ ページ下部、「つながり、ひろがる思いやりの心」では、令和5年度八王子市青少年健全育成推進区域であった檜原地区の取組を記載するとともに、令和6年度八王子市青少年健全育成推進区域についても紹介しており、次議題で協議決定していただいた場合に掲載をする。

#### 《会長》

事務局から「令和6年度重点目標」について説明があった。これより協議に入る。  
御意見・御質問はいかがか。

### 《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 河南副会長》

今回のリーフレットは、地域の方々に「地域の子どもは、地域で育てる心構え」を身に付けてもらうことを願って考えた。

子どもが健全に育つためには、家庭や学校だけでなく、地域の大人が、あいさつなど、あたたかい目で見守ったり、子どもの声に耳を傾けたりするなど、子どもに関心を持ち、寄り添う姿勢を身につけることが、とても大切だと思う。このような思いで行動指針を検討したので、家庭、学校、地域、行政が一体となって推進していければと考えている。

また、インターネットやスマホの適切な利用については、近年、青少年をめぐる大きな社会問題となっているので継続して呼びかけている。特に、PTA連合会の委員から、子どものスマホ利用に関する保護者の意識が低下してきているとの話を聞いているので、保護者の意識を高めるよう家庭でのスマホ利用ルールづくりを促す内容としている。

私たち青少対も、行動指針を踏まえ、思いやりの心を育む活動を続けていきたい。

### 《八王子市議会文教経済委員会委員長 渡口委員》

今、河南委員のお話にもあったが、リーフレットの3ページに記載のインターネットの危険性に関連して、昨年、大学生による大麻の事件があった。インターネットを使っただけの入手が非常に多いと言われており、コロナを契機に青少年、特に小学生までにもインターネットが普及し、親も地域も目を光らせる中で、こういった啓発をしていくことは、非常に大事だと思う。

特に、八王子市は学生の街でもあり、先ほどお話したように学生の大麻の事件が非常に衝撃的だったので、青少年だけでなく大人たちの、大麻やインターネットに関する意識の持ち方が大事だと思う。

### 《八王子市議会議長 鈴木委員》

今、説明していただいたこと、皆様方がご検討されたことが伝わっていけば良いと思う。リーフレットの内容は良く作られているかと思うが、これが手に渡って、読んでいただくことが大変重要であると思う。作ることが目的ではなく、伝えていくことが大事だと思うので、どのように配布して、どのように読んでいただくのか、どうしても、子どもたちの手に渡っても、ランドセルやカバンから出されない可能性もあるかと思うので、この点についてのお考えをお聞きしたい。

### 《事務局》

資料に記載のとおり、配布については、4～5月にかけ小・中学校、高等学校、青少年対策地区委員会、青少年育成指導員会、青少年健全育成に関わる外部機関・市民団体など、54,000部を配布する。

今、委員より御意見があったように、このリーフレットの中身が、地域の大人たちにしっかり伝わるのが大切だと考えている。読まれなければただの紙になってしまうため、地域の団体の行事の中であるとか、学校における指導において、子ども達にリーフレットを渡すときに、たとえば「是非、このリーフレットをお父さん、お母さんに渡してください」といった、一言添えて渡してもらうなどの方法により、委員の皆様の御協力をいただ

きながら、配布していければと考えている。

#### 《八王子市議会議員 鈴木委員》

先ほど、各団体での1,183件の取組の報告があったが、こういった取組の中で、アンケートまではいかないまでも、保護者の方々と関わる時に、お読みになられたかについて声をかけていただき、4月、5月に配られた後に、認識されているか確認してみたい。そこで「読みました」といった声が多ければ良いし、逆に「配ったんですか？」といった声が多ければ、1学期終わりの保護者会のときに再度PRしていただくとか、各団体の皆様が夏祭り等、様々な活動をされる時に、予備を持ってPRしていただくなど、せっかく作った物が埋もれないようにしていただきたい。

#### 《会長》

他になければお諮りする。「八王子市青少年健全育成基本方針 令和6年度重点目標等」は、原案のとおり決定してよろしいか。

#### 《各委員》

異議なし。

#### 《会長》

このことについては、原案のとおり決定する。

#### 【決定事項】

「八王子市青少年健全育成基本方針 令和6年度(2024年度)重点目標等」を原案のとおり決定

#### ウ 令和6年度(2024年度)八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料3

#### 【事務局説明】

- ・ 本市では、毎年「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第5条に基づき、八王子市青少年対策地区委員会37地区から推進区域を募集し、申請のあった地区について本協議会にて審議、承認後、指定を行っている。
- ・ 毎年度1地区を指定している。
- ・ 指定された地区は、通常の活動に加え「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第6条に規定する事業を実施する。具体的には、「あいさつ運動」「子どもの主張・意見発表」などを実施している。
- ・ 令和6年度については、第三地区から令和5年10月開催「第2回 青少年対策地区委員会連絡会」にて立候補があり、八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会への推薦を了承されている。また、令和5年12月開催、同検討会にて、この結果を報告し、本会議に推薦することを了承されている。
- ・ 第三地区からは、子どもの健全育成を図ることを目的に「いずみの森わくわくランニング大会・いずみの森サマーフェスティバル」という地域の子どもがスポーツ体験で

き、多世代交流を図ることができる事業が提案されている。

《会長》

御意見・御質問はいかがか。

【質疑応答】

特になし。

《会長》

それではお諮りする。

「令和6年度(2024年度)八王子市青少年健全育成推進区域」は、原案どおり決定してよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

このことについては、原案のとおり決定する。

【決定事項】

「令和6年度(2024年度)八王子市青少年健全育成推進区域」を原案のとおり決定

エ 令和6年度(2024年度)「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項について資料4

【事務局説明】

- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会設置要綱」に基づき、「令和6年度と同検討会の検討事項」について、次のとおり提案する。
- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針 令和6年度重点目標に向けた取組」については、令和6年度重点目標の達成に向けた家庭・学校・地域・行政機関の具体的な取組状況を把握する。
- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針(令和7年度~令和11年度)について」では、市民と行政の協働により、本市における青少年の健全育成の理念及び理念を実現していくための基本方針について、5年ごとに定めている。現在の基本方針の期間が、令和6年度で終了するため、令和7年度以降の基本方針を協議、検討する。
- ・ 「八王子市青少年健全育成基本方針 令和7年度重点目標について」では、関係団体・機関に青少年健全育成のための積極的な取組を呼びかける重点目標等を定めるため、令和7年度の重点目標等を協議・検討する。
- ・ 「令和7年度八王子市青少年健全育成推進区域について」では、「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第5条により指定する標記区域について、協議・検討す

る。

- ・ その他として、青少年に関する諸課題の報告・専門的見地による情報交換により、関係機関等との連携・協力の円滑化を図っていく。

#### 《会長》

事務局から「令和6年度(2024年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の検討事項」について、提案があった。

御意見・御質問はいかがか。

#### 【質疑応答】

特になし。

#### 《会長》

それではお諮りする。「令和6年度(2024年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の検討事項」については、原案どおり決定してよろしいか。

#### 《各委員》

異議なし。

#### 《会長》

このことについては、原案のとおり決定する。

#### 【決定事項】

「令和6年度(2024年度)八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会の検討事項」を原案のとおり決定

## (2) 報告事項

令和5年度(2023年度)青少年健全育成事業について資料5

#### 【事務局説明】

青少年対策地区委員会活動について

- ・ 青少年対策地区委員会は、中学校区を1つの単位として、市内に37の地区委員会があり、学校、PTA、町会・自治会、民生・児童委員、保護司、青少年育成指導員など地域に密着した方々により構成されている。
- ・ 37地区で約2,500名の方々が、地区ごとに「青少年の健全育成に資する活動」を行っていただいている。その主な活動について報告する。
- ・ 青少年が健全に育成できる環境を整備する活動だが、地域の学校などと連携したあいさつ運動や、青少年育成指導員と連携した地域パトロール活動などを実施した。
- ・ 青少年健全育成のための活動だが、地域の様々な団体と協力して、スポーツ・文化体験できるイベントや子どもが自らの考えを発表できる健全育成標語コンクール、意見発

表会などを実施した。

- ・ 青少年の社会参加・社会貢献活動だが、地域の清掃を行うクリーン活動や防災訓練などを実施した。掲載の表は、青少年対策地区委員会の代表的な事業であるクリーン活動の実績であるが、令和5年は、コロナ禍が明けたこともあり、前年と比較して参加者数が大幅に増加し、約2万人の子どもや地域の方々に参加していただいている。
- ・ 青少年健全育成推進区域に関する事業については、先ほどの議題で来年度の推進区域が第三地区に決定したところだが、令和5年度の推進地区は檜原地区である。檜原地区では、「檜原ふれあいフェスタ」を実施し、スポーツ体験や地域の方々などとの交流を通じ、思いやりの心を育んだ。
- ・ 東京都「地域における青少年健全育成応援事業補助金」認定事業であるが、今年度は、第六地区の「ウォークラリー」、梶田地区の「地域交流・体験事業」、鏈水地区の「やりみずプラザ 2023」が認定されており、それぞれ、各地区の強みを活かし、子どもに様々な体験や学習の機会を提供し、思いやりの心を育んだ。
- ・ 東京都「令和5年度青少年健全育成地区委員会等推進モデル」の指定について、東京都では、家庭、地域、学校が連携し、青少年を地域ぐるみで育成する取組を「推進モデル」として、毎年度指定しており、令和5年度の推進モデルとして、本協議会の河南委員が会長を務める、青少年対策城山地区委員会の取組「城山防災・スポーツフェスティバル」が指定された。この取組は、東京都を通じ研修会や冊子の形で、都内に発信されている。

#### 青少年育成指導員活動

- ・ 青少年育成指導員は、「青少年の健全な育成環境を守る条例」に規定されている、本市固有の制度で、青少年の健全育成のための良い環境づくりを目指して、市内37地区で226名の方に活動していただいている。
- ・ 主な活動内容は4つ。まずは、巡回活動である。夜間の活動が多く、地域内をパトロールし、子どもの見守りや帰宅を促す声かけなど、各関係機関と連携を図りながら実施している。
- ・ 次に八王子市青少年健全育成キャンペーンの実施である。毎年11月、子ども家庭庁が主唱する子ども・若者育成支援強調月間に合わせて実施している。青少年健全育成基本方針重点目標などを記載したポスターや絆創膏を市内各地で掲示・配布して、啓発を行いました。また、各種実態調査を実施した。
- ・ 3つ目として、健全育成協力店の指定活動である。本市の青少年健全育成事業の趣旨に賛同する約500の店舗に参加していただいている。青少年育成指導員は、協力店への加入促進の他に、健全育成キャンペーンポスターの掲示依頼、子どもの長期期間中の見守り活動依頼、巡回活動時の情報交換を行うなど地域の実情にあった取組を実施している。
- ・ 最後に、環境浄化の実態調査である。カラオケ店など、青少年が立ち寄る店舗や書店などを対象に、調査を行っている。具体的には、「カラオケボックス等の調査」、「不健全図書等自動販売機の調査」、「ゲームセンター及びインターネットカフェの調査」、「指定図書及び表示図書類(成人向け雑誌・DVD等の)販売状況の調査」、以上4つの調査

である。

- ・ これらの調査は、「東京都青少年健全育成条例」に基づき、深夜の入場制限や区分陳列など、ルールに沿って運営されているかを調査するものである。
- ・ 今年度の調査結果については、「カラオケボックス等の調査」、「ゲームセンター及びインターネットカフェの調査」、「指定図書及び表示図書類(成人向け雑誌・DVD等の)販売状況の調査」については、ルールに則り運営されていることを確認している。
- ・ ただし、「不健全図書等自動販売機の調査」においては、都条例により規定されている、外から販売物が見えないようにするミラー装置が設置されていないため、東京都民安全推進部に報告し、対応していただいている。

#### 《会長》

ただいまの報告について、御意見・御質問はいかがか。東京都令和5年度青少年健全育成地区委員会等推進モデルに指定された城山地区委員会は、河南副会長が会長を務められている。河南副会長いかがか。

#### 《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 河南副会長》

まず、このような指定を受けられたのも、この場にいる関係各機関、団体の皆さまの御協力があったことだと感謝申しあげる。

御紹介していただいた取組は、令和4年度のものであるが、令和5年度も、内容を一部リニューアルして実施した。今年度は、新たな試みとして、警察署や自衛隊の御協力を得て、白バイや災害支援活動の展示などを実施した。

また、本取組で、AED体験など救命救急体験を城山地区として初めて取り入れたが、今年度、地域の中学生在が、路上で具合の悪い方を見かけ、周囲の大人に声を掛け、協力を得たうえで、自宅まで送り届け、事なきを得たという事例があった。これも、本事業の成果であると考えており、今後も引き続き継続したいと思う。

来年度は、学校からの呼びかけもあり、学校の授業の一環として実施する方向で企画中である。我々としても、教育の一環としていただけると、多くの子どもに参加してもらえ、先生とも交流しやすくなるので、とても画期的なことだと思っている。

今後も、この画期的な試みが推進され、各地区で実現されることを期待する。

#### 《会長》

その他、御意見・御質問はいかがか。

#### 《八王子市保健所担当部長 鷹箸委員》

御報告いただいた内容と対象や方向性が似ていることから、私ども八王子市保健所が所掌する自殺予防対策について御説明させていただく。

八王子市の自殺の状況であるが、自殺対策基本法が制定されてから自殺率は着実に減っていたが、新型コロナウイルスの影響もあり、3年前に大きく上がった。これは全国、東京都、八王子市同様であった。昨年については、全国、東京都は横ばいか、回復したところであるが、残念ながら八王子市は、未だに高い状況が続いている。市では、平成30年に第一



期自殺対策計画を立て、6年間の計画期間が終わる本年まで大変残念なことに目標とした値まで自殺率の低減を達成することができなかったということで、この3月末までに第二期自殺対策計画を立て、4月から、新たな自殺対策を推進していくところである。

特に八王子市は全国的にも精神科病院、あるいは精神科クリニックが多い地域であり、心を支える医療的な資源が整っている場所である。その精神科病院の先生と、何か起きたときに運ばれる救急病院の双方の協力を得て、自殺未遂者の具体的な調査をさせていただいたところ、若い年齢層の未遂者が非常に多いことがわかった。こういった状況を背景とする中、この青少年問題協議会でとりあげられている様々な事業と保健所で進めている自殺対策に必要な取組みは重なる部分ため、今回ご出席の皆様には御協力いただきたいと思っている。

また、リーフレットの3ページ目に「被害者にも加害者にもならないよう、ネットの危険性を理解しよう」とあり、ネットの危険性に焦点が当てられている。私ども保健所では、今年度、初めてインターネット検索連動広告という取組を実施した。これは、自殺しようとする方は、どんな方法で自殺しようと考えたときに、電話をすることは今の若者にとって難しいことから、まず初めに、ネット上で、たとえば「死にたい」、「死ぬ方法」といった死に関する言葉を検索すると、八王子市からアクセスしていることがわかっている方に対して、相談先を自動的に検索画面に表示するサービスである。今年度、初めて八王子市として取り組んだところ、9月から10月にかけての2カ月間であるが、このわずか2カ月の間に我々の想定を上回る、3万件以上ものアクセスがあり、さらに実際に相談先を求めてクリックした回数が3千以上と、これほどまでにネットでこのような情報を得ようとする方がいることがわかった。そのため、ネットに関しては、危険性がある一方で、最後の頼みの綱というか情報提供の一環にもなり得ることを認識したところである。毎年、9月と3月が自殺予防月間のため、2月の中旬より、再びこの広告を始めることになるが、若い方の自殺が増えている中で、青少年問題協議会に御参加の皆様には、八王子市内での自殺予防に是非とも御協力いただき、未遂者も多い自殺を何とか減らしていきたいと思っている。

### (3) 情報交換

#### ア 令和5年少年非行の現状及び最近の動向について

【情報提供】高尾警察署より報告

##### 《高尾警察署長 松山委員》

令和5年、東京都内での少年非行の主な特徴についてお伝えする。なお、お伝えする数字は暫定値であるため、あらかじめ御了承いただきたい。

まず、非行少年についてである。都内で非行少年として検挙・補導された少年は、平成22年から減少傾向であったが、令和5年は4,312人となり、前年比プラス274人と増加に転じている。八王子市内3署の検挙・補導については、206人と前年比12人の減少である。

不良行為少年については、都内において深夜徘徊や喫煙など不良行為少年として補導された少年は、平成30年から令和3年まで減少傾向にあった。コロナが明けた影響もあると思うが、令和4年には32,963人と前年比6,842人の大幅な増加となった。令和5年は、32,492人と横ばいで推移している。行為別では、深夜徘徊が20,530人と最も多く、前年比

215 人の増加となっている。次いで、喫煙が 4,648 人と前年比 11 人の減少となっている。八王子市内 3 署が補導した不良行為少年は 1,619 人、前年比 241 人の増加となっている。行為別では、深夜徘徊が最も多く、次いで喫煙となっている。

続いて、万引きである。初期型の非行ともいえる万引きの検挙・補導人員は、都内では 1,061 人と前年比 171 人増加している。学識別では、小学生が 413 人で最も多く、検挙・補導人員の 38.9% を占め、次いで高校生、中学生の順となっている。万引きは、非行少年の検挙・補導人員の約 24.6% を占め、最も多い非行形態となっている。八王子市内 3 署の万引き検挙・補導人員は 53 人となっている。

続いて、少年非行で最近問題視されている薬物事犯、特殊詐欺、児童ポルノ、児童虐待の現状である。

まず薬物事犯であるが、都内での薬物事犯の検挙人員は 230 人で前年比 86 人増加している。学識別では、無職少年が 45 人と最も多く、次いで有職少年が 43 人となっている。年齢別では 19 歳が 59 人と最も多く、次いで 18 歳が 47 人となっている。大麻事犯の検挙人員は 147 人で前年比 49 人増加、覚醒剤事犯の検挙人員は 23 人で前年比 2 人増加、麻薬事犯の検挙人員は 52 人で前年比 28 人増加となっている。八王子市内 3 署の薬物事犯の検挙人員は、大麻事犯が 4 人、麻薬事犯が 2 人、覚醒剤事犯は無しとなっている。法令別薬物事犯について、ここ 10 年の推移を見ると、10 年前の平成 25 年の検挙人員が 19 人で、令和 3 年に 202 人のピークを迎え、令和 4 年に減少したが、令和 5 年増加に転じるなど深刻な状況にある。特に大麻は、平成 25 年が 12 人であり、令和 5 年が 147 人であったことを考えると、若者へのまん延が際立っている。

次に、特殊詐欺についてであるが、都内における検挙人員は 100 人で前年比 53 人減少している。学識別では、無職少年が 52 人と最も多く、次いで高校生が 27 人となっている。役割別では、受け子が 63 人で最も多く、次いで出し子が 15 人となっている。少年の特殊詐欺の再犯率は 59% で、刑法犯少年全体の再犯率 33% に比べ非常に高くなっている。

次に、児童ポルノの問題についてであるが、都内における児童ポルノ事犯の検挙人員は 183 人で、前年比 10 人の増加となっている。八王子市内 3 署では 4 人を検挙している。この児童ポルノの検挙人員には、成人の人員も含んでいるが、児童ポルノ事犯で検挙される少年の中には、交際相手の裸を携帯電話機器で撮影し、児童ポルノ製造で検挙される者や、SNS で知り合った児童に裸の画像を撮影、送信させて児童ポルノ製造で検挙される者がいる。裸の画像を送信してしまうと、これらの画像がネットで公開され、全て削除することができないなど、取り返しのつかないことになっている。児童が安易にスマートフォン等により、自分の裸の画像を撮影し、SNS 上に掲示するなどして、児童ポルノ事犯の被疑者、または被害者になる事態が多く見られることから、警察では少年が被疑者にも被害者にもならないようにするために、時代に即した情報を発信するよう努めている。

次に児童虐待についてである。都内における児童虐待の通告件数は 9,239 件で、前年比 995 件の増加、児童通告された児童は 14,585 人で、前年比 1,749 人の増加となっている。虐待の種別としては、心理的虐待が 6,249 件で最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順となっている。虐待の加害者別件数では、両親からが 4,762 件で全体の半数を占め、次いで実母、実父の順となっている。両親からの虐待の件数が多くなっているのは、児童の面前で夫婦喧嘩をすることが心理的虐待として扱われているためである。虐待児童発見

の端緒別では、親族等からの通報が6,132件と全体の約7割を占め、次いで近隣住民からの通報、児童本人からの通報となっている。虐待を受けた児童の学識別では、未就学が5,791人と最も多く、次いで小学生、中学生、高校生と年齢が低いほど虐待を受けている児童が多くなっている。八王子市内3署の児童虐待の状況については、児童通告の件数が405件で、前年比19件の増加となり、通告された児童は672人で、前年比28人の増加となっている。

最後に、最近の動向についてである。非行少年の検挙人員は、少子化が急激に進んだため平成22年から令和3年まで13年間連続で減少していたが、令和4年に増加に転じ、翌年の令和5年も更に増加した。平成22年に比べると、半分にも満たない検挙人員であり大幅に減少しているが、ネット環境の充実や、少年にスマートフォンなどの携帯機器が急速に広まったことにより、少年を取り巻く環境は劇的に変化しており、大麻をはじめとする薬物事犯や、いわゆる闇バイトから特殊詐欺に手を染める少年が後を絶たない状況にある。また、児童ポルノ事犯等の性被害に係る被害児童数が高い水準で推移しているほか、児童虐待に係る通告件数が令和5年、過去最多となるなど少年を取り巻く環境が改善したとは、とても言えない状況にある。特に特殊詐欺に加担する少年の端緒となっている闇バイトは、SNSや求人サイトで、簡単に稼げる、高額報酬、荷物・書類を届けるだけ、即日入金など甘い言葉で勧誘し、詐欺の受け子や出し子、時には強盗という凶悪な犯罪を実行させるなど、犯罪組織の手先として利用されてしまっている。少年が辞めたいと思っても、応募の時に送った身分証明書から、家に行く、家族に危害を加えると犯罪組織から脅され、逮捕されるまで辞めることができないなど非常に問題となっている。これら少年を取り巻いている問題について、警視庁では、犯罪について看過することなく検挙するとともに、少年に対しては、具体的事例や実態について、非行被害防止教室やキャンペーン等を実施、各メディア等、あらゆる手段を通じて発信することで、少年自らの判断に基づき非行に走らせないことに主眼を置いた対策を推進し、また、少年やその保護者が抱える様々な悩み、相談についても、相談窓口を開設し、解決に向けて日々対応している。今後も、警察としては、時代とともに変遷する少年問題に柔軟に対応するために当協議会をはじめ、自治体や学校などの関係機関の皆様と情報の共有を図りながら、一層の緊密な連絡をとり、一体となって様々な事態に対処していきたいと思っている。これからの日本を背負っていく少年たちの健全育成を図り、少年たちの明るい将来のために皆様とともに努力して参るので、御協力をお願いする。

#### 《会長》

ただいまの報告について、ご意見・ご質問はいかがか。

#### 【質疑応答】

特になし。

#### イ その他

特になし。

#### 4 閉会